

福岡県豚熱緊急防疫対策会議 次第

日時：令和7年8月20日（水）15時～

場所：吉塚合同庁舎Y603会議室

1 あいさつ

2 議 題

（1）久留米市の死亡野生いのししにおける豚熱感染の確認について

（2）野生いのししに対する経口ワクチンの緊急散布について

（3）豚熱ウイルスの拡散防止のための留意事項について

3 その他

福岡県豚熱緊急防疫対策会議

令和7年8月20日（水）15：00～

農林水産部畜産課

内容

- ✓ 久留米市の死亡野生いのししにおける豚熱感染の確認について
- ✓ 野生いのししに対する経口ワクチンの緊急散布について
- ✓ 豚熱ウイルスの拡散防止のための留意事項について

豚熱について



原因（病原体）

- ✓ 豚熱ウイルス CSF(classical swine fever)virus
- ✓ 感染した豚や野生いのししとの接触などにより感染



宿主

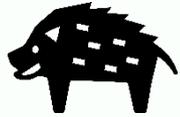
- ✓ 豚、いのしし
- ✓ 人には感染しない



国内の発生状況

- ✓ 平成30年9月に岐阜県で国内26年ぶりに発生
- ✓ 飼養豚では24都府県で発生し、約43万を殺処分

豚熱まん延の要因



野生いのししによる感染拡大

最初に岐阜県で確認されて以降、豚熱陽性いのししの分布の拡大と共に農場における豚熱事例も多数確認

令和7年2月開催の豚熱ワクチンシンポジウムにて、

「半径1km以内で豚熱陽性野生いのししが発見された農場は、

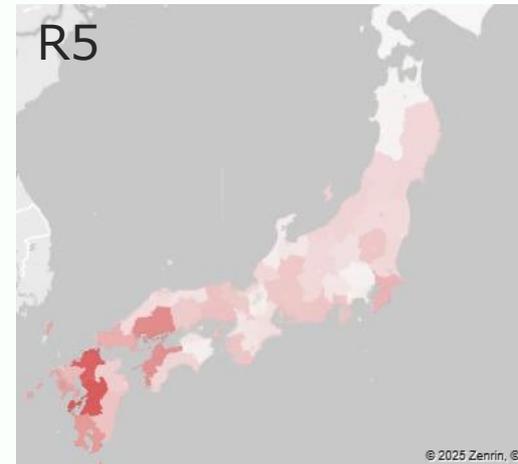
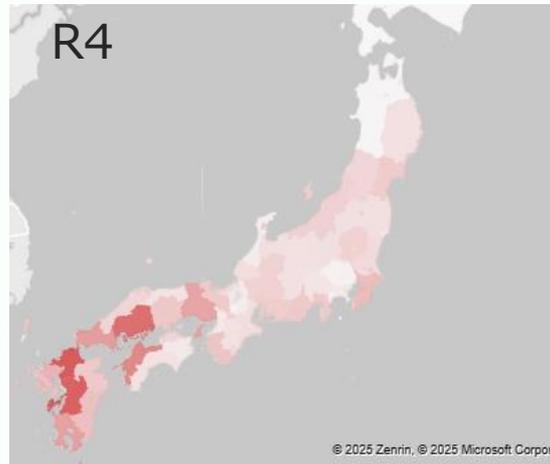
その後1年間の間に95%の確率で豚熱が発生している」 と報告あり



県内初発時の対応が極めて重要

福岡県の野生いのししの現状

1 いのししによる農作物被害額で全国ワーストレベル



農林水産省HP 農作物被害状況より

2 福岡県のいのしし捕獲数

令和4年度：26,817頭

令和5年度：16,945頭



福岡県HP 鳥獣被害対策システムより

九州における野生いのししの豚熱発生状況

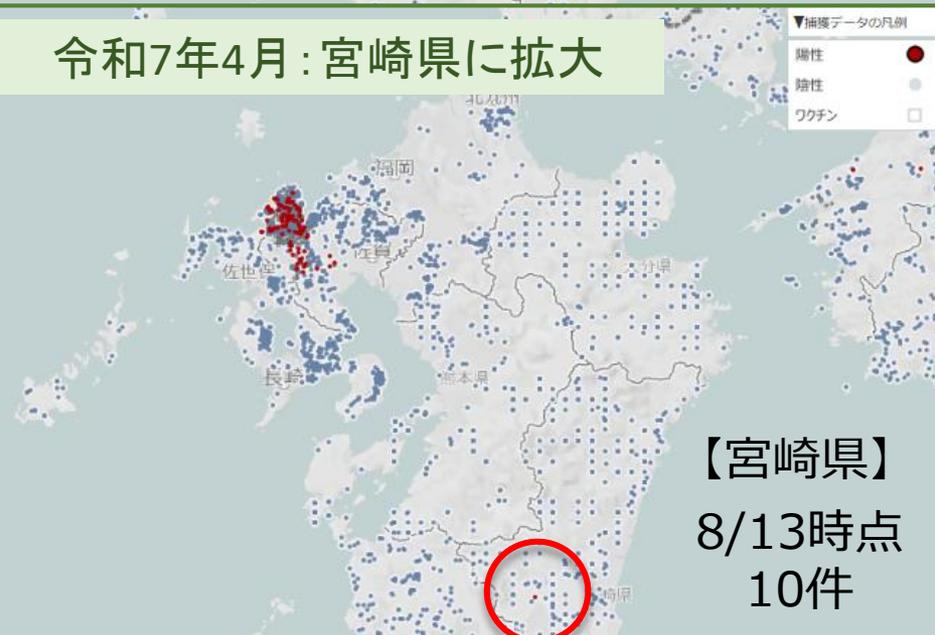
令和6年6月：佐賀県で初発



令和7年2月：長崎県に拡大



令和7年4月：宮崎県に拡大



令和7年8月19日
福岡県内の野生いのししで豚熱陽性

久留米市の死亡野生いのししにおける豚熱感染の確認について

久留米市の死亡野生いのししにおける豚熱感染の確認について

✓ 死亡野生いのししの概要

発見日時：8月12日（火）

発見場所：久留米市青峰

発見状況：道路上で死亡（外傷あり）

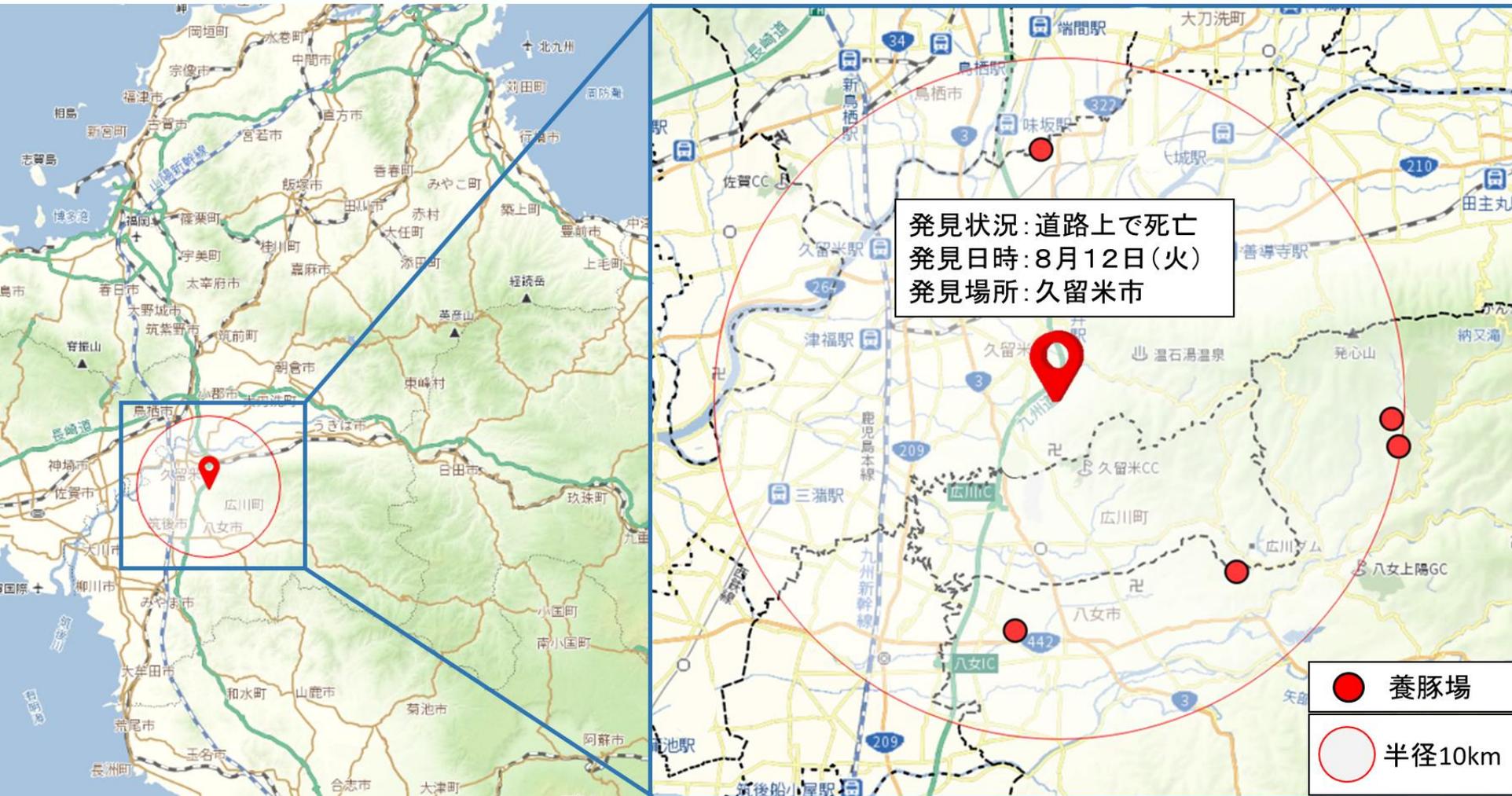
個体情報：成獣（雌） 体長100cm 推定体重50kg

✓ 検査の状況

8月18日に中央家畜保健衛生所にて豚熱陽性を確認

8月19日に国の検査機関にて精密検査を実施し陽性を確認

福岡県における野生いのししの豚熱発生状況



野生いのししに対する経口ワクチンの緊急散布について

対策の取り組み（平時）



豚熱経口ワクチン散布計画の策定



人員の選定



資材の準備



散布候補地
の選定※

※ 令和7年6月27日の福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会で県内全60市町村、県猟友会に協力を依頼

散布候補地の選定

市町村	地点数	市町村	地点数	市町村	地点数	市町村	地点数
北九州市	30	筑紫野市	20	篠栗町	5	大刀洗町	5
福岡市	30	春日市	5	志免町	5	大木町	5
大牟田市	15	大野城市	5	須恵町	5	広川町	5
久留米市	20	宗像市	10	新宮町	5	香春町	10
直方市	10	太宰府市	5	久山町	5	添田町	15
飯塚市	25	古賀市	5	粕屋町	5	糸田町	5
田川市	10	福津市	10	芦屋町	5	川崎町	5
柳川市	10	うきは市	10	水巻町	5	大任町	5
八女市	35	宮若市	10	岡垣町	10	赤村	5
筑後市	5	嘉麻市	10	遠賀町	5	福智町	5
大川市	5	朝倉市	30	小竹町	5	苅田町	10
行橋市	10	みやま市	15	鞍手町	5	みやこ町	15
豊前市	10	糸島市	30	桂川町	5	吉富町	5
中間市	5	那珂川町	20	筑前町	10	上毛町	15
小郡市	10	宇美町	5	東峰村	10	築上町	15

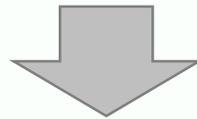
上図の地点数を目安に選定を依頼し、現在606地点を選定（8月20日時点）

経口ワクチン散布推奨地域への指定

令和7年8月19日付け7消安第3111号
農林水産省消費・安全局長通知

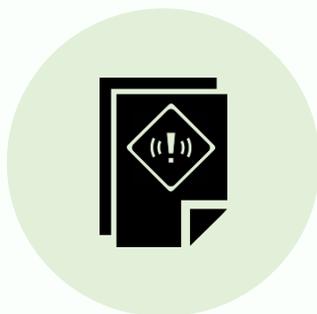
牛豚等疾病小委員会の意見を踏まえ、「福岡県」
を豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域に指定

※「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」第24に基づく



今後、野生いのししの豚熱陽性が確認された
地域を中心に経口ワクチン散布を実施

対策の取り組み（発生後）



緊急散布計画の策定



緊急散布（1回目） + 回収



緊急散布（2回目） + 回収



緊急散布計画の策定

- 県・市町村職員、猟友会会員、委託業者、農林水産省のアドバイザーで協議の上策定

協議内容

- 1 散布候補地から散布地点の選定
- 2 重点散布区域の散布地点の選定（河川、高速道路なども考慮）
- 3 散布地点の優先度の決定

※複数の市町村で散布する場合は、場所や人員について調整



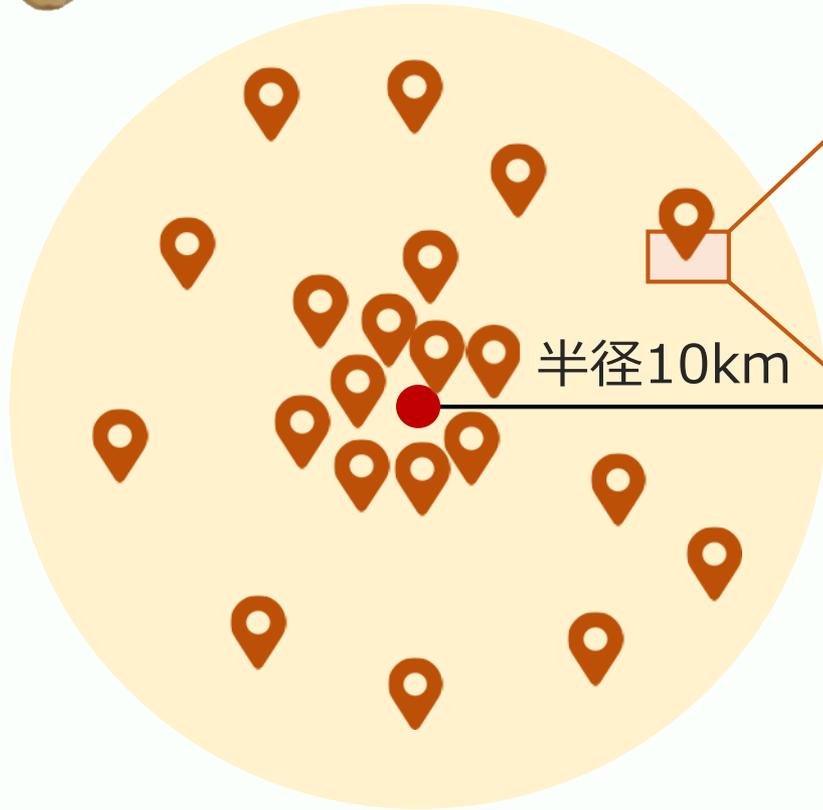
構成員

- 2～4 名 / 班
- 県・市町村職員、委託業者、猟友会会員、農林水産省のアドバイザー等により編成

概要

- 2～3 班を構成し、散布
- 2日間を予定
- 散布予定数量は800個～1600個

経口ワクチンの散布方法



1地点：100㎡～200㎡（目安）
1地点当たり、約10スポットに散布

📍 1スポット当たり、2～3個散布
※痕跡があれば多く散布

発見地点から半径10kmを感染確認区域とし、
区域内の約40～80地点に散布予定



今後の対応

- 野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布
- 野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査



引き続き「福岡県豚熱感染拡大防止対策協議会」
構成機関・団体の皆さまのご協力をお願いします

- 人・物を介した感染拡大、まん延防止に係る周知
- 農場における飼養衛生管理の徹底
※豚熱ワクチンの適期接種、車両・物品の消毒、
野生動物の侵入防止、異状の早期通報など

豚熱ウイルスの拡散防止のための留意事項について（案）

1 感染確認区域

感染確認区域とは、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域です。今後、豚熱陽性事例が増加する可能性がありますので、最新情報については、福岡県のホームページにてご確認をお願いします。

2 豚熱ウイルスの拡散防止のための留意事項

- (1) 感染確認区域で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等については、原則として感染確認区域外に持ち出さないこと。
- (2) 感染確認区域内において捕獲した野生イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、感染確認区域内で当該イノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。この場合において、調理時の交差汚染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上で廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄すること。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱うこと。
- (3) 感染確認区域内で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
※感染確認区域以外の捕獲イノシシの取扱いについては、従来どおりです。
- (4) 捕獲した野生イノシシの死体を感染確認区域内で移動させる際は、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとること。
- (5) 捕獲した野生イノシシの死体は埋却等の適切な処理を行うとともに、埋却場所や血液等が付着した場所を消石灰の散布等により消毒を行うこと。
- (6) 捕獲従事者が感染確認区域内で使用した靴、衣類、車両、猟具等の資材については、感染確認区域外に出す際、土等の汚れを落とし消毒すること。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。
- (7) 感染確認区域内で捕獲に従事した者は、当面の間、養豚場等への立入りを控えること。
- (8) その他、詳細な取り扱いについては、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」をご確認ください。

【農林水産省消費・安全局ホームページ】

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/tonko.html>